

ひとり親の皆さん ご存知ですか？

日常生活をサポートします

残業や、一時的に保育・家事ができないとき、支援員を派遣します。

困った！
ちょっと手伝
ってほしい。

福岡市内にお住いの母子家庭・
父子家庭・寡婦の方が対象です。

☎ 092-715-8805
福岡市立ひとり親家庭支援センター

残業時の未就学児
の保育サポート
「残業で遅くなるので
子どもを迎えて、
家で見てほしい」

保育のサポート

「資格取得や就職活動
などで少しの間、子ど
もを預かってほしい」

家事のサポート

「けがや病気で動けないので
家事を手伝ってほしい」



- 利用時間：1時間単位で、一回8時間が上限。
- 利用料：所得に応じ、利用料の負担があります。

所得税非課税世帯は無料

利用するときの手続きと流れ

一時的に保育や家事援助が必要で制度を利用される場合、ひとり親家庭支援センターに事前の登録が必要です。支援員の派遣は、福岡市立ひとり親家庭支援センターが行います。

センターに
対象家庭と
して登録し
ます。

支援が必要
な時、セン
ターへ電話し
ます。

決定通知を
受取ります。

支援員が派
遣されます。

支援終了。
費用を支
払います。

地域や日時、支援内容、世帯状態によっては、派遣できない場合があります。事前にお問い合わせください。

お申込み・お問合せ： 福岡市立ひとり親家庭支援センター ☎092-715-8805

〒810-0074 福岡市中央区大手門2丁目5番15号

開館時間：火～土曜日 9:00～21:00、日祝日 9:00～17:30（月曜日休館）

